

平成27年度高齢社会対策実態調査に係る業務委託に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課

平成27年度高齢社会対策実態調査に係る業務委託について、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者の選定手続きを行い、参加者を募集します。

記

1 委託業務の目的

本市では、総合的な高齢社会対策に取り組むため、昭和55年度から5年毎に、60歳以上の市民を対象とした「高齢者生活実態調査」を、平成2年度から10年毎に、60歳未満の市民を対象とした「高齢者問題に関する市民意識調査」を実施している。

本調査は、高齢者の就労・所得、保健・医療、住宅・住環境、社会参加、福祉等、広範囲にわたる高齢者の生活実態と意識を明らかにし、今後の高齢社会対策を推進するための基礎資料とするものである。

今回、平成22年度に引き続き、高齢者生活実態調査を以下のとおり行うこととしている。

- ① 本体調査として、経年比較できる継続項目を中心に、新たに地域支援事業に位置付けられた事業に関連する新規項目を加えてアンケート調査を実施、
- ② 付帯調査として、「見守り」「住まい」に焦点を当て、10年後（平成37年）の本市の標準的な人口構成に近いと考えられ東山区の一人暮らし後期高齢者を対象とする訪問聞き取り調査を実施

2 業務内容の概要

- (1) 名称 平成27年度高齢社会対策実態調査に係る業務委託
- (2) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成28年3月31日まで

3 予定価格の上限

4,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、平成27年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業等を行なっており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (5) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。
- (6) 本事業の主旨を十分に理解し、委託業務を実施できる規模のスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (8) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (9) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。
- (10) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

5 参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を受付期間内に提出し、参加の審査を受けること。

(1) 必要書類

ア プロポーザル参加申請書（別紙2）

様式については、長寿福祉課ホームページからダウンロードすること（下記受付場所において交付することも可能）。

イ 会社概要

- (2) 申請方法 必要書類を持参又は郵送すること。
- (3) 受付期間 平成27年10月16日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 受付場所 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：今村，舟木）

電話 075-251-1106

6 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加にあたって質疑のある者は、書面により受付期間内に質問を行うこと。

- (1) 質問方法 書面（様式自由）により、持参、郵送又は電子メールで行うこと。
- (2) 受付期間 平成27年10月9日（金）午後5時まで（必着）

- (3) 受付場所 〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：今村，舟木）
電話 075-251-1106
e-mail cyoujyu@city.kyoto.jp
- (4) 回 答 平成27年10月14日（水）までに、参加申請のあった者全員に
対し回答を送付する。

7 企画提案書の提出

参加申請書を提出した者は、別紙3「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

なお、期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

- (1) 必要書類
- ア 企画提案書
 - イ 見積書
 - ウ 経費内訳書
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出期限 平成27年10月23日（金）午後5時まで
- (4) 受付場所 〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：今村，舟木）
電話 075-251-1106
- (5) その他
- ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - イ 失格となる参加申請書、企画提案書等
参加申請書、企画提案書等が次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。
なお、失格となった場合は、別途通知する。
 - (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
 - (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 制約事項
 - (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
 - (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差し替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類はすべて返却しない。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書が優秀であると認めた数者に対し、企画提案書の内容について、提案者に対しプレゼンテーションの実施を求める。該当する者に対しては、日時及び場所その他留意事項等を別途通知する。

なお、プレゼンテーションについては、事業従事予定者によるものを予定している。

9 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定

業務受託候補者の選定は、次に示す観点から本市が設置する選考組織が総合的に公平かつ客観的に審査し、すべての提案者の順位を決定したうえで、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

- ・ 過去の実績
- ・ 事業担当者、事業従事者の資格・経験及び実績等
- ・ 実施体制
- ・ 業務内容の理解
- ・ プレゼンテーション内容
- ・ 見積価格

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。（平成27年10月末を目途に発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成27年11月6日（金）午後4時30分までに書面で、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、平成27年11月13日（金）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から平成28年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けた後に、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進ちょく管理

本市は、適宜、進ちょく状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) かし担保責任

ア 本市は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者によるかしの修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ 上記ア及びイは、契約目的物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若し

くは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ 上記ア、イ及びウによるかしの修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：今村，舟木）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話 075-251-1106 FAX 075-251-1114

e-mail:cyoujyu@city.kyoto.jp